2　連合会の運営組織の状況に関する事項 ⑴・⑵　（略） ⑶　役員の状況 イ　（略） ロ　当期末現在の役員 （略） （記載上の注意） １～３　（略） ４　第139条第３号ホからチまでの補償契約及び役員賠償責任保険契約に係る事項は欄外に記載すること。 ⑷～⑻　（略） 第２～第13　（略） 別紙様式第10号⑴（第202条第３項第５号関係） （略） 目　　次 （略） 第１　事業概況書 （略） １　（略） ２　連合会の運営組織の状況に関する事項 ⑴・⑵　（略） ⑶　役員の状況 イ　（略） ロ　当期末現在の役員 （略） （記載上の注意） １～３　（略） ４　第139条第３号ホからチまでの補償契約及び役員賠償責任保険契約に係る事項は欄外に記載すること。 ⑷～⑻　（略） 第２～第13　（略）	2　連合会の運営組織の状況に関する事項 ⑴・⑵　（略） ⑶　役員の状況 イ　（略） ロ　当期末現在の役員 （略） （記載上の注意） １～３　（略） （新設） ⑷～⑻　（略） 第２～第13　（略） 別紙様式第10号⑴（第202条第３項第５号関係） （略） 目　　次 （略） 第１　事業概要書 （略） １　（略） ２　連合会の運営組織の状況に関する事項 ⑴・⑵　（略） ⑶　役員の状況 イ　（略） ロ　当期末現在の役員 （略） （記載上の注意） １～３　（略） （新設） ⑷～⑻　（略） 第２～第13　（略）

（森林組合法施行規則の一部改正）

第二条　森林組合法施行規則（平成十八年農林水産省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（理事会の議事録） **第十一条**　（略） ２　理事会の議事録は、次に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。 一～四　（略）	（理事会の議事録） **第十一条**　（略） ２　理事会の議事録は、次に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。 一～四　（略）